

# 10月1日から国民健康保険（国保）の保険証が変わりました

新しい国保の保険証を、9月下旬に国保加入者世帯に郵送しました。  
お手元に届いているかご確認ください。

## 『保険証を受け取つたり』

- 記載事項を確認し、間違いや変更があるときは届け出してください。
- 期限切れの旧保険証は、責任をもつて処分するか、市役所国保年金課へ返却してください。
- 診療を受けるときは、必ず医療機関の窓口へ保険証を提示してください。

遠隔地用、学生用（市内に住所を有しないかた）の保険証が必要な方は交付申請が必要となりますので、新しい保険証と印鑑を持参の上、国保年金課の国保窓口で申請をしてください。

学生用の保険証は、10月1日から使用できませんのでご注意ください。

### 問い合わせ先

国保年金課国保係（☎②35111内線248）

## 平成20年4月から、制度改訂により保険などの変更があります

- 後期高齢者医療制度の創設により、現在老人保健に該当されるいるかたは、平成20年4月1日から

から、65歳から74歳までのかたの退職者医療制度が廃止されます。

- 後期高齢者医療制度に変更になります。平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えるかたは、誕生日から保険が変更になりますので、10月1日からの保険証に喪失年月日が記載されています。
- 新たな前期高齢者制度（65歳から、次のように変更になります。

- 新規（5111内線248）の実施により平成20年4月

負担	20年3月まで	20年4月から
1割	70歳～74歳	
2割	0歳～2歳 70歳～74歳	
3割	3歳～69歳	7歳～69歳
	70歳～74歳 の現役並み 所得者	70歳～74歳 の現役並み 所得者

### 1. 優良世帯の資格

（3つの資格を満たすこと）

- 国保の世帯員が2人以上の国保世帯で、平成18年4月1日から19年3月31日までの期間内に、国保世帯からなかつた世帯。
- 平成18年4月1日から19年3月31日までの期間内に、国保世帯員の異動（出生、死亡を除く）がなかつた世帯。
- 平成18年度までの国保税完納している世帯。

平成20年4月から老人保険制度にかわり、「後期高齢者医療制度」が始まります。

青森県内の全40市町村が加入する「青森県後期高齢者医療広域連合」

が保険者となり、保険料の決定、医療給付などを行い、市町村が保険料の徴収や各種申請・届け出の受け付けなどの窓口業務を行います。

### 対象

県内に住所を有するかたで、75歳（寝たきりなど一定の障害のあるかたは65歳）以上のかたと国民健康保険組合などの被扶養者だったかたがこの制度の加入対象になります。

### 医療給付

老人保険制度と同様の医療給付が受けられます。

「後期高齢者医療制度」については、保険料などこれから決定するとともに多く、広報とわだで随時お知らせします。

※詳細は青森県後期高齢者医療広域連合ホームページでご覧ください。  
<http://www.aomori-koukirengou.jp/>

### 問い合わせ先

青森県後期高齢者医療広域連合

（☎0177-21-3821）

国保年金課

（☎②35111内線246）

### 国保優良世帯を表彰します

老人保険制度で医療を受けているかたへ

### 問い合わせ先

国保年金課国保係（☎②35111内線248）